

さいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常時介護が必要な重度障害者の日常生活に係る支援を在宅における就労中にも行うことで、重度障害者の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (2) 指定居宅介護事業者 法第5条第2項に規定する居宅介護及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業者をいう。
- (3) 重度障害者 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第7号に掲げる区分六に該当する者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上在住している者
- (2) 市が法第19条第1項に規定する支給決定を行った重度訪問介護の対象である重度障害者であって、24時間の支援が必要である者
- (3) 事業主と週20時間以上の雇用契約を締結し、在宅において就労している者
- (4) 事業主から就労中における介護の支援が受けられない者

(支給)

第4条 市は、対象者に、在宅で就労している時間に提供された重度

訪問介護に相当するサービス（以下「就労中の重度訪問介護」という。）に係る費用について、法第29条の規定に基づき算定した額の支給（以下「就労支援給付」という。）を行うものとする。

（申請）

第5条 就労支援給付を受けようとする者は、重度障害者就労支援給付支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 対象者が重度訪問介護の支給決定を受けたことを示す受給者証（法第22条第5項に規定する受給者証をいう。）の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 事業主が作成した、在宅就労における介護の支援を事業主が行えない理由書
- (4) 就労支援給付の代理受領に係る委任状
（支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就労支援給付の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請をした対象者に対し、当該決定の内容を重度障害者就労支援給付支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により通知する。

（支給方法等）

第7条 前条第2項の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、1箇月の就労の状況を記載した書類その他市長が必要と認める書類を就労があった月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を審査し、対象者の就労支援給付の額を決定するものとする。

3 市長は、就労支援給付の支給を法第29条第7項に規定する国民

健康保険団体連合会に委託し、当該就労中の重度訪問介護を提供した指定居宅介護事業所に対し、前項の規定により決定した額を支払うことにより行うものとする。

(変更の届出)

第8条 支給決定者は、第3条各号に掲げる事項又は第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、さいたま市重度障害者の就労支援給付変更届出書(様式第3号)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(辞退の届出)

第9条 支給決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第3条各号に掲げる要件を満たさないこととなったときは、さいたま市重度障害者の就労支援給付辞退届出書(様式第4号)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第10条 市長は、支給決定者が虚偽その他不正の手段により就労支援給付の支給決定を受けたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、さいたま市重度障害者就労支援給付支給決定取消通知書(様式第5号)により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援給付が支払われているときは、支給決定者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、就労支援給付の適正を期するため必要があるときは、支給決定者に対して報告をさせ、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(書類の整備等)

第 1 2 条 支給決定者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、就労支援給付の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

さいたま市重度障害者就労支援給付支給申請書

〇〇年度さいたま市重度障害者の就労支援給付を受けたいので、下記の書類を添付し、申請します。

1. 重度訪問介護の支給決定を受けたことを示す受給者証の写し
2. 労働条件が確認できる雇用契約書の写し等の書類の写し
3. 事業主が作成した在宅就労における介護の支援が行えない理由書
4. 就労支援給付の代理受領に係る委任状

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市重度障害者就労支援給付支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、さいたま市重度障害者就労支援給付について、次のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 支給の可否 | |
| 不支給の理由 | |
| 支給期間 | |
| 備考 | |

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者就労支援給付変更届出書

さいたま市重度障害者就労支援給付実施要綱第 3 条各号に掲げる事項又は
年 月 日付けで申請を行った内容に、次のとおり変更がありました
たので届出を行います。

記

| | |
|----------|--|
| 変更が生じた事項 | |
| 変更が生じた日 | |
| 備考 | |

※ 変更内容を証する書類を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者就労支援給付辞退届出書

年 月 日付で支給決定を受けたさいたま市重度障害者就労支援給付について、次のとおり辞退します。

記

| | |
|------|--|
| 辞退理由 | |
| 辞退日 | |
| 備考 | |

※ 辞退内容を証する書類を添付すること。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市重度障害者就労支援給付支給決定取消通知書

年 月 日付けでしたさいたま市重度障害者就労支援給付支給決定
について、次のとおり取り消したので通知します。

記

| | |
|------|--|
| 取消理由 | |
| 取消日 | |
| 備考 | |